

はじめませんか エコな暮らし

市は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減と各家庭での省エネルギー活動を促進するため、新エネルギーおよび省エネルギー機器などのスマートライフ設備にかかる費用に対し、次のとおり補助します。

【募集期限】①と⑤12月28日、②～④平成30年3月30日

【申込】6月1日から募集期限までの平日に、環境衛生課で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要な事項を記入し、同課へ詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。

① 地下水利用地中熱ヒートポンプ

地下水利用地中熱ヒートポンプは、地中温度と外気温との温度差を利用した空調システムです。夏季は放熱源、冬季は採熱源として地中の熱を利用します。

- * 応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①市内に住所を有する人、市内に事業所を有する中小企業者、市内に施設を有する医療法人、学校法人、NPO法人など ②市税を完納している人
- * 補助要件/地下水を利用した地中熱ヒートポンプであること
- * 補助金額/購入価格、設置工事費の合計額の50%以内(上限100万円)
- * 募集件数/5件程度(予算内で先着順)
- * 備考/設置前の申請が必要



② 太陽光発電設備

太陽光をソーラーパネルで電気に変えるシステム。家庭や企業などで広く浸透している新エネルギー機器です。

- * 応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置した人、または補助対象機器付き建売住宅を購入した人 ②電気事業者との系統連携の契約を締結した人 ③市税を完納している人
- * 補助要件/自立運転コンセントが設置されていること
- * 補助金額/1万円/kW(上限4万円)
- * 募集件数/150件程度(予算内で先着順)



「スマートライフ」とは

消費電力量が格段に削減された「省エネ」家電に、太陽光発電・燃料電池などの「創エネ」機器と、蓄電池・電気自動車などの「蓄エネ」機器とを組み合わせ、「エネルギー・マネジメントシステム(EMS)」で管理するライフスタイル

③ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) 家庭用蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電池)

エネファームは、都市ガスやLPガスから水素を抽出し、空気中の酸素と反応させて電気を作り出すシステム。家庭用蓄電池は電気を蓄えることができるシステムです。太陽光発電などと連携すると、効率的に充電することができます。

- * 応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置した人、または補助対象機器付き建売住宅を購入した人 ②市税を完納している人
- * 補助金額/燃料電池:5万円/台、蓄電池:10万円/台
- * 募集件数/燃料電池と蓄電池併せて40台(予算内で先着順)

④ 次世代自動車充電電省エネ設備(外部電源設備・V2H)

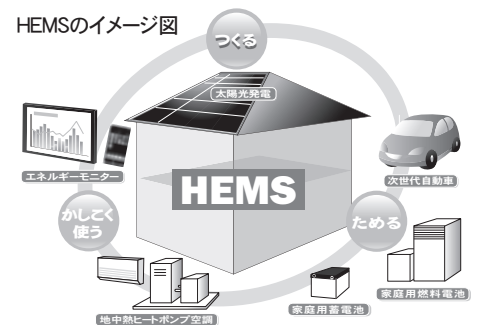
次世代自動車充電電省エネ設備は、電気自動車などが蓄電している電力を、住宅用電源として利用するシステムです。災害時の移動電源となるほか、電力需要のピークシフトの役割を果たします。

- * 応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①市内に住所を有する人で、自ら所有する次世代自動車に外部電源設備を導入、または外部電源設備付き次世代自動車を購入した人、または居住する市内の住宅にV2Hを設置した人 ②市税を完納している人
- * 補助金額/外部電源設備:3万円/件、V2H:5万円/件
- * 募集件数/外部電源設備とV2H併せて20件(予算内で先着順)

⑤ HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメントシステム)

HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメントシステム)は、省エネ機器・創エネ機器・蓄エネ機器をネットワーク化し、エネルギーの見える化や制御を行うシステムです。

- * 応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置する人、または補助対象機器付き建売住宅を購入する人 ②市税を完納している人
- * 補助要件/エネルギーの「見える化」機能及び電力使用量などを調整する制御機能を有したものであること
- * 補助金額/購入価格、設置工事費の合計額の50%以内(上限5万円)
- * 募集件数/40件程度(予算内で先着順)
- * 備考/設置前の申請が必要



臨時福祉給付金 (経済対策分)

申請手続きはお済みですか

低所得者に対する国の暫定的・臨時的措置として支給する「臨時福祉給付金(経済対策分)」の受付期間は8月7日(月)までです。**対象となる可能性がある人には2月上旬に申請書類などを郵送しましたので、手続きをお願いします。**

対象者

基準日(平成28年1月1日)に大垣市に住民票があり、平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、平成28年度の市民税(均等割)が課税される人に扶養されている人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません。

なお、基準日の翌日以降に転入された人は、基準日に住民票があった市町村が申請窓口になります。



支給額

対象者1人につき1万5千円を支給します。

申請方法(8月7日まで受付)

- ▷ 郵送申請/申請書に同封の返信用封筒をご利用ください
- ▷ 窓口申請/平日の午前8時30分～午後5時15分に、社会福祉課にて申請

問合せ

平日の午前8時30分～午後5時15分に、臨時福祉給付金専用コールセンター(☎47-7953)へ。